小平市子ども家庭部保育課長 森田 恒明

緊急事態宣言の解除を受けた保育施設等の対応について

日頃より、市の子育て支援施策にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本日、東京都において、新型コロナウイルス感染拡大防止のための緊急事態宣言が解除されたことから、5月31日をもって保育施設等の利用自粛期間を終了いたします。この間の保護者の皆様のご協力に深く感謝申し上げます。

今後の保育施設等の運営に当たっては、子どもたちや保育士との密集・密接を完全に回避し、感染症発生のリスクをなくすことは困難であることから、以下のとおり、基本的な感染防止策の徹底等についてご理解・ご協力をお願いいたします。

- 1 密集・密接を回避する観点から、家庭で保育が可能な場合や、お仕事が早く終わった時の早めのお迎えなどについて、ご協力をお願いします。また、可能な限り、日数や時間を徐々に増やすなどの段階的な登園についても、ご協力をお願いします。
- 2 保育施設等では、手洗いの徹底や園内の消毒を実施するとともに、遊び方の工夫などに取り組みます。また、子どもの体調の変化を丁寧に観察します。
- 3 登園に際しては、保護者が登園前に子どもの体温を計測するなど、家庭での健康観察を確実に行い、 子ども又は家族に新型コロナウイルス感染症が疑われる体調不良等がある場合は、登園をお控えくだ さい。また、子どもが発熱していた場合は、解熱後24時間経過してからの登園をお願いします。
- 4 保護者や家族におかれましても、咳エチケットや手洗いの実施など、体調に十分に配慮していただき、咳や発熱等の症状がある場合には、送迎を控えるようお願いします。
- 5 子ども又は家族が PCR 検査等を受けられた際は、できるだけ早く保育施設等にご連絡をお願いします。
- 6 保育施設等において、新型コロナウイルス感染者が確認された場合には、原則として2週間の臨時 休園(代替保育は実施しません。)を実施します。
- ※今後の、国や東京都の方針や感染状況を踏まえ、対応が変更となる場合があります。

担当:小平市子ども家庭部 保育課 庶務担当

電話:042-346-9594